

令和2年度第7回和歌山地方最低賃金審議会

議事録

開催日時	令和3年3月10日（水）	午後1時30分	
開催場所	和歌山労働局6階会議室	午後2時50分	
出席状況	公益を代表する委員	出席5名	定数5名
	労働者を代表する委員	出席5名	定数5名
	使用者を代表する委員	出席5名	定数5名

○富山会長

ただ今から、令和2年度第7回和歌山地方最低賃金審議会を開催いたします。今年度最後の審議会です。

開会に当たりまして、池田労働局長から御挨拶をお願いいたします。

○池田労働局長

本日は御多忙の中、和歌山地方最低賃金審議会への御出席、誠にありがとうございます。

また、会長はじめ委員の皆様方には、平素より私ども労働行政の運営につきまして格別の御理解と御協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、先ほど富山会長の話にもありましたように、本日は本年度最後の審議会となります。この間、皆様方の大変な御尽力の下で、地域別最低賃金並びに特定最低賃金の改定が行われましたことを、改めて厚く御礼申し上げます。

特に今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済情勢の悪化という特異な状況の中、御審議いただきましてありがとうございました。

皆様方の御協力を得て改定された最低賃金につきまして、労働局といたしましては、業務改善助成金等の支援策と併せまして、あらゆる機会を通じて周知啓発及び管内の労働基準監督署における履行確保のための指導等を精力的に実施しているところでございます。また、引き続き周知広報に努めて参りたいと思っておりますし、履行を徹底して参りたいと思っておりますので、引き続き御協力の程よろしくお願い申し上げます。

今後とも、最低賃金の周知をはじめ、労働行政の推進につきまして御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げ、私の挨拶にさせていただきます。

本日はよろしくお願ひいたします。

○富山会長

ありがとうございます。続きまして、事務局から委員の出席状況、会議の成立、傍聴等について報告をお願いします。

○事務局（嶋本）

委員の出席状況と会議の成立について報告いたします。

本日は公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員各5名の15名が皆さん御出席されております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定による定足数、各代表の3分の1以上又は全体の3分の2以上を満たしており、本会議が成立していることを報告いたします。

また、本会議は公開となっており、令和2年1月18日付で傍聴公示を行いました。傍聴希望者はございませんでしたことを併せて報告いたします。

以上です。

○富山会長

それでは、議題に入りますが、議題（1）今年度の審議経過について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（嶋本）

今年度の審議経過について説明いたします。

資料1は最賃額の推移、資料2は直近の改定状況です。今年度は県最賃、2件の特定最賃いずれもプラス1円、引上率はいずれも0.11ないし0.12パーセントとなっております。

資料3は全国の改定状況です。表の最下部、加重平均は902円で、これも昨年度からプラス1円となっております。

資料4は審議経過ですが、県最賃については7月1日に改正諮問、7月27日に目安答申の伝達後、4回の専門部会を開き、8月5日、採決により結審したため、同日3回目の本審でプラス1円の答申をいただきました。その後異議審

を経て10月1日に発効しております。

特定最賃につきましては裏面ですが、それぞれ3回の専門部会を開き、いずれも全会一致でプラス1円の答申をいただきました。鉄鋼業については12月30日、百貨店、総合スーパーについては2月11日から発効となっております。

また、今年度は百貨店、総合スーパーと各種食料品小売業を合わせた特定最賃の新設の申出がありましたが、これについては特別小委員会で2回にわたり審議をいただき、必要性ありとすることはできない旨の答申をいただいております。

以上、簡単ですが本年度の審議経過でございます。

○富山会長

事務局からの説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

〈質問等なし〉

それでは、次に議題（2）の来年度の審議日程について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（嶋本）

来年度の審議日程について、大まかに御説明させていただきます。資料5を御覧ください。

県最賃については、例年どおり10月1日発効を目指す場合は8月5日（木）が答申期限となります。

8月5日に答申をいただきましたら、その後、異議申出期間を15日間置きまして8月20日が異議申出の締切日。もし異議がありました場合は、来年度は8月21日、22日が土日なので、23日午前中までに異議審を開催し、結果を本省に報告、答申どおりということであれば、9月1日に官報公示、10月1日発効というのが最短の流れになります。

引き続き、早期発効と審議の円滑な進行に向けたスケジュール調整等を図ってまいりたいと思いますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

特定最賃につきましては、例年どおり12月30日発効を目指す場合は、資料5

の1番最後のページ、10月31日が答申期限となりますが、30日、31日は土日ですので、実際には10月29日（金）が答申期限となると思われます。

以上、簡単ではございますが、来年度のスケジュール等について説明させていただきました。

○富山会長

ただ今、来年度の審議日程等について事務局から説明がありましたが、今の説明について何か御質問、あるいは御意見ございますでしょうか。

〈質問、意見なし〉

なければ、次の議題、議題（3）特定最賃改正の意向表明について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（嶋本）

資料6番目を御覧ください。2021年2月8日付で、基幹労連和歌山県本部委員長から和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正に関する意向表明がございました。

これは、来年度、特定最低賃金、鉄鋼業最低賃金の改正の申出を行おうとする関係労使が、あらかじめその意向を表明するもので、意向表明書にもございますが、例年のスケジュール感で申し上げますと、7月中下旬に改正の申出が提出され、地賃改正の目安答申をお伝えする第2回の本審開催時に改正の必要性について諮問をさせていただくことになると思いますので、御承知おきください。

なお、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金に関しましては、本日時点では意向表明が行われておりませんことを併せて報告いたします。今後、意向表明がございましたら、改めてお伝えさせていただきたいと思います。

以上です。

○富山会長

特定最賃改正の意向表明について、ただ今事務局から説明がありましたが、この件について、何か御質問、あるいは御意見等ございますでしょうか。

百貨店、総合スーパーについては今のところ意向表明が出ていないとのこと

ですが、労働者側委員は何か補足いただけることはございますか。

○澤井委員

今現在の予定としては、3月中に意向表明を行いたいと思っております。今回、百貨店、総合スーパーの賃金改定、そして百貨店、総合スーパー、各種食料品小売の新設の意向表明の提出予定を考えております。

○富山会長

分かりました。それでは他に御意見、あるいは御質問ございますでしょうか。

○事務局（嶋本）

もう一度確認させていただいてよろしいでしょうか。百貨店、総合スーパーと新設の両方を意向表明されるのですか。

○澤井委員

そうです。

○富山会長

他にはございますか。

〈意見等なし〉

なければ、次の議題、その他ですが、事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局（嶋本）

委員の任期満了と、次期委員の任命等について御説明いたします。

現在の最低賃金審議会の委員の皆様は、令和元年5月17日から令和3年5月16日までの2年間となっております。任期途中で交代していただいた委員につきましても、前任者の残余期間ということになりますので、同じく今年5月16日までとなります。

2年間にわたり審議会の運営と賃金行政の推進に御協力いただきありがと

うございました。

次期の委員の任命に関し、労働者代表、使用者代表の各委員につきましては、公示を行って、関係労働団体、関係使用者団体に推薦を求めることとなっており、本日、会議終了後に公示を行う予定としております。公示期間は3週間で、3月31日までとなる予定ですので、この間に推薦いただいた方の中から適任の方を労働局長が任命することとなります。よろしくお願いいたします。

一方、公益委員については、特に推薦の手續等の要件はございませんので、労働局長が公益代表として適任と思われる方に委嘱をすることとなります。

任命日はいずれも5月17日となる予定です。

以上です。

○富山会長

ただ今事務局から説明がありましたが、この件について何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

〈質問、意見等なし〉

それでは、他に何かございましたらお願いします。

〈意見等なし〉

なければ、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

今年度の審議会はこれで最後となりますが、円滑な審議に御協力いただきましてありがとうございました。